

保護者 様

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで」とされており、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒証明書」を提出してください。この証明書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治癒証明書

佐久長聖中学・高等学校長 様

中学・高校 年 組 番

氏名

疾患名            インフルエンザ

出席停止期間    平成            年            月            日 より

平成            年            月            日 まで

上記の疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

平成            年            月            日

保護者氏名

印